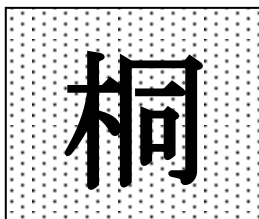


大東文化学園
教職員組合連合機関紙
第 1074 号
2014 年 2 月 17 日発行



E-MAIL: daito-un@boreas.dti.ne.jp
http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/
p/f (03) 3935-9505

本号の内容

- ◆春闘アンケートにご協力を！
- ◆理事長・事務局長との懇談
- ◆人事課との協議について
- ◆連合新年の集い報告

◆春闘アンケートにご協力を！

今年も、2014 春闘に向けて全専任教員・特任教員・研究補助員、専任職員・臨時職員を対象とした組合アンケートを実施いたします。アンケート用紙は今号に同封させていただいておりますので、ご協力ください。みなさまからお寄せいただきましたご意見、ご提案は今年の春闘要求を取りまとめる基礎資料とさせていただきます。アルバイト職員の組合員のみなさまには職員用アンケートを同封しておりますので該当する箇所のみでもぜひ皆様のお声をお聞かせください。

ご回答は同封の返信用封筒（切手不要）にてご返送くださるか、組合事務室（板橋校舎一号館地下一階）までお持ちください。不在時は組合事務室前の箱にご投函下さい。

締め切りは 3 月 12 日（水）消印有効とさせていただきます。

皆様のご意見をお聞かせください。



◆理事長・事務局長との懇談

1 月 27 日夕方に連合組合と学園理事長・事務局長・総務部長を交えた 1 時間ほどの懇談会が開催されました。懇談ということで前もって学園側に議題は通知しませんでした。経営的問題として以下の話を頂けないかと口頭でお願いし、くつろいだ雰囲気の中で意見交換をすることができました。事務局長および組合の発言についてはその旨記載しました。

【法務研究科（法科大学院）について】[背景：募集停止が決定されたが閉校となるまでに今後も相当な年数がかかる。何らかの措置方針があるか]

この 4 年間余りで 3 人の研究科長の交代があり、その都度学生確保のための努力・対応を重ねたがなかなか効を奏することなく、このたび募集停止の結論を出した。社会人入学という制約もあったと思われる。当初から宣伝効果は別として、研究科の採算は期待されていなかった。

（組合：在学生に転学をお願いして残務処理期間を短縮できないか）

まず在学生の意志を尊重しなければならない。存在している以上は設置基準を遵守する必要がある。教員数は現状維持せざるを得ない。現有スタッフの人脈などを通じての他大学との連携について、今はその選択肢はないが、そのうちに転学措置などの可能性もあるかもしれないが、今後様子をみていきたい。

【第一高等学校との連携について】〔背景：一高と大学との関係が両者にとって益となるような一層緊密な形にできないか〕

現段階で第一高校がめざすものを明確にする必要がある。大学付属にして希望者を全員入学させる体制にもメリットがあると感じている。

事務局長：学部学科と第一高等学校との一層の接近および取り組みの緊密化が必要ではないか。
(組合：現在休止している「高大連携協議」を再開する必要がある)

【新キャンパス問題】〔背景：私立大学の戦略として都心回帰への潮流がきわだってきた。新キャンパス構想は学園経営に位置づけられているか〕

都心展開は必要と感じている。消費者のニーズに応えるという意味では自然なことだ。東松山校舎の再開発があるからといって後ろ向きにはならない。物件情報の収集については網を張っていきたい。

(組合：複数学部を移設展開するのか)

校舎規模は適切な用地が確保できるかに依存し、どんな物件が現れるかについての見通しが立たない。

(組合：「Daito Vision 2023」は一学部同一キャンパスを目指すと言っている。新キャンパス構想とは3キャンパス体制とすることなのか。同一学部一キャンパスを進める考えと新キャンパス構想とをどのように両立させるのか)

【新規採用教育職員 65 歳定年問題】

必要な時期に良い解決案が出ることを期待している。

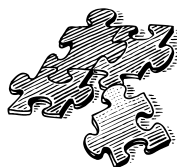
(組合：65 歳定年を理由に他大学へ転出する事例や教員公募への反応が弱くなっている感触がある。学園の競争力低下を招いているのではないか)

【その他】

事務局長より、第一高等学校の諸問題についての考え方が示された。また、第一高等学校入試については今回は定員充足できる見通しが確認されたが、第一高等学校選出の執行委員から教室の充当や教員の負担増などの問題が残っていることが指摘された。

学園固有の内部理由や経緯があったとしても、大学の全国展開力の弱体化や高校・大学間の競争力低下を結果として招いていることは指摘せざるを得ません。その責任を法人や経営陣だけに問うことは適切ではなく学園に集う私たち全員の課題として受け止めるべきことでしょう。しかしながら、見えない未来に問題解決を先送りするのではなく、まず全てにわたる正確な現状評価（それこそ外部機関にゆだねることも必要かもしれません）を行いながら、これを学園で共有しながら、最善の学園の姿を追求するための年次ごとの行動計画を学園・大学執行部が作成し、高いレベルでの学生教育・研究の質的向上を実現するための経営安定性を確保するというリーダーシップが求められているのではないのでしょうか。

教学の立場からの懇談の場を設けるなどして、今後とも継続的な意見交換を続けていきたいと思えます。今後とも、組合の皆さんからのご意見・ご要望もお寄せ下さるようお願い申し上げます。



◆人事課との協議について

2014 年 2 月 4 日、17 時より大学教職員組合と人事課は非専任教職員の活用について協議を行いました。当日の出席者は、人事課側からは石田総務部長、ならびに大熊人事課長、組合側は執行委員 3 名（山口、兵頭、内田健二）でした。

非常勤講師の契約更新制限をめぐって早稲田など一部の大学では問題が起きています。改正労働契約法の定めた 5 年の期間について、ならびに本学園「嘱託・臨時職員就業規則」第 3 条第 3 項について、その運用如何によっては、不利益変更に近い状況が生まれ、雇用する側、雇用される側双方にとって不都合な状況が発生しかねません。

今回の人事課との協議は、嘱託・臨時教職員の雇用の安定のために組合と学園の双方で知恵を出し合おうと組合が呼びかけたものです。組合はこの問題について今後団体交渉の場で取り上げていくことを検討しています。

労働契約法 第四章 期間の定めのある労働契約（抜粋）

（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）

第十八条 同一の使用者ととの間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。）の契約期間を通算した期間（次項において「通算契約期間」という。）が 5 年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。

<改正のポイント>（厚労省パンフ^{※1}に加筆）

I 無期労働契約への転換（労働契約法第 18 条）

有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたとき^{※2}は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

II 「雇止め法理」の法定化（同法第 19 条）

最高裁判例で確立した「雇止め法理」が、そのままの内容で法律に規定されました。一定の場合には、使用者による雇止めが認められないことになるルールです。

III 不合理な労働条件の禁止（同法第 20 条）

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることを禁止するルールです。

※1：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/kaisei/dl/h240829-01.pdf
（厚労省HP）2014 年 2 月 17 日参照。

※2：年間 10 か月の勤務ならば、通算で 60 か月を超えたときとなります。ただし、6 か月以上のクーリング期間（空白期間）がある場合は、それ以前の契約期間は含まれません。

学校法人大東文化学園嘱託・臨時職員就業規則（抜粋）

第 3 条 嘱託及び臨時職員は、期間を定めて雇用契約により雇用する。

2 雇用契約期間は、契約日から当該年度末（最初に到来する 3 月 31 日）までの間で 1 年以内とする。

3 前項の雇用契約は、二度に限り更新することができる。ただし、学園が必要と認める場合は、この限りでない。

※：波下線は今回の協議の要点となった部分を示します。

◆連合新年の集い報告

2014 年 1 月 20 日（月）午後 6 時 45 分から 1 号館地下生協カフェテリアにて、大東文化学園教職員組合連合新年の集いを開催しました。

今年は初めての試みとして、講談師 神田山吹師匠をお迎えして文学部・宮瀧交二先生作：『大漢和辞典』誕生物語』を公演いたしました。



板橋キャンパス生協カフェテリアに特設会場を設け、たくさんの皆様にお集まりいただきました。

はじめに講談とは何ぞやということで、わかりやすくお話しいただいた後、独特の口上、張り扇の絶妙な調子づけで大漢和辞典の完成に至るまでのドラマが語られ、あっという間のひとときでした。

神田山吹師匠には、その後の歓談にもおいでいただき、楽しいお話を伺うことができました。



一高の先生方にも多数ご参加いただき、受験シーズンの只中の話題に、またこれからの組合活動についての展望を共有し、交流を深めることができました。

**本年もどうぞよろしく
お願いいたします！**

本紙は大学組合 web サイト <http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/> にも掲載しています。併せてご利用いただければ幸いです。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。

